

平成29年第6回教育委員会議事録

平成29年4月12日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年4月12日（水）午後2時00分～午後4時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特別支援教育課長 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
学校整備課長 和 久 井 伸 男 学校整備担当課長 渡 邊 秀 則
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美
所 長
済美教育センター 大 島 晃 済美教育センター 寺 本 英 雄
統括指導主事
済美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
就学前教育担当課長
副 参 事 倉 島 恭 一
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法規担当係長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 6 名

会議に付した事件

(議案)

議案第44号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 「杉並第一小学校等施設整備方針(案)」について

平成29年度教育委員会事務局の主要課題について

目次

議案

議案第44号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する 規則	45
--	----

報告事項

1 報告事項

(1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理 の報告及び承認について	5
(2) 学校運営協議会委員の任命について	7
(3) 「杉並第一小学校等施設整備方針(案)」について	8

2 平成29年度教育委員会事務局の主要課題について 31

教育長 それでは、ただいまから平成29年第6回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、4月1日付け人事異動に伴う新たな説明員につきまして、事務局次長よりご紹介をさせていただきます。

事務局次長 私から4月1日付けの人事異動により交代いたしました説明員をご紹介申し上げます。

まず、部長級職員ですが、新たに設置いたしました教育企画担当部長で教育人事企画課長事務取扱の白石高士でございます。次に、組織改正に伴い名称変更いたしました生涯学習担当部長で中央図書館長兼務の齋木雅之でございます。教育委員会事務局参事で中央図書館次長統括課長事務取扱の加藤貴幸でございます。続いて、課長級職員で庶務課長統括課長の都筑公嗣でございます。特別支援教育課長の阿部吉成でございます。学校支援課長の高沢正則でございます。教育委員会事務局副参事子どもの居場所づくり担当の倉島恭一でございます。学校整備担当課長の渡邊秀則でございます。済美教育センター所長の平崎一美でございます。同じく済美教育センター統括指導主事の寺本英雄でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

庶務課長 それでは、次に本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案が1件、報告事項3件、そして教育委員会事務局の主要課題についての説明を予定しております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。なお、議案第44号につきましては、区長からの協議案件であり、区的意思形成過程上のものとなっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第44号の審議は非公開とし、報告事項の聴取が終了した後に審議することといたします。

それでは、まず、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」ご説明させていただきます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、緊急に処理しなければならない事案が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条の2第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により処理をしたことについてご報告するものでございます。

臨時代理により処理した内容でございますけれども、「平成29年度杉並区一般会計補正予算第1号」を区長が専決処分するに当たり、区長から教育委員会に対して意見を求められたことにつきまして、異議のない旨を回答したというものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理した理由につきましてご説明を申し上げます。

桃井第二小学校改築に係る工事経費につきまして、東京都財務局による工事積算標準単価表により必要額を積算し、平成29年度杉並区一般会計予算に計上したところでございます。しかしながら、この間の材料費・工事費等の高騰を背景に、東京都財務局におきまして当該単価表が改正され、区は本年3月23日に通知を受けたところでございます。

この新単価表により改めて工事経費の積算を行ったところ、工事費及び工事管理委託費において5,685万円余を超過することとなったため、補正予算による対応が必要となったものでございます。

桃井第二小学校の改築工事につきましては、平成31年の新校舎開校に向けて工事の一般競争入札の発注公告を至急行う必要があることから、本補正予算につきましては区長において専決処分をすることとし、本年4月3日付けで「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から教育委員会の意見を求められたものでございます。

本工事を計画どおり円滑に進めるためには、区長からの照会に対し、

速やかに教育委員会の意見を回答する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったために、同日付で「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により「異議ない」旨の回答をしたというものでございます。

次に、予算の内容についてご説明いたします。資料を3枚おめくりいただきたく思います。補正予算概要の2ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正額は、桃井第二小学校の改築における施設整備に要する経費5,685万5,000円でございます。また、あわせて債務負担行為の補正も行いますので、補正予算概要の4ページをお開きください。補正後の債務負担行為の限度額は27億9,800万円でございます。

これらの内訳でございますが、別添の参考資料をご覧くださいと思います。

まず、第1の平成29年度の歳入歳出予算についてでございますけれども、「建築・電気設備・機械設備・昇降機設備工事」における補正額は5,665万5,000円でございます。補正後の合計額は9億2,695万5,000円となっております。

次に「工事管理費委託」における補正額は20万円でございます。補正後の合計額は2,440万円となっております。

次に2番目の債務負担行為についてですが、工事費等の増額に伴いまして、平成30年度までの限度額を1,900万円補正し、補正後の限度額は27億9,800万円となるものでございます。

最後に、補正予算概要の3ページにお戻りください。平成29年度の教育費全体の歳入歳出予算をお示ししております。今回の補正額5,685万5,000円を加えまして、教育費の総額は154億8,363万8,000円となるものでございます。

以上、「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条の2第2項の規定に基づきご報告をいたします。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今、説明いたしましたことについて、ご意見またはご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

教育長 今、オリンピック関係の工事とか、あるいはこの間の大きな災害復旧の工事とか、そういう関連工事では資材の高騰であるとか、作業員、

工事従事者の確保が難しくなっているといういろいろな情報がある中で、恐らく今後、区及び教育委員会が関わる工事についても同じようなことが想定されると思うのです。ですから、予算をこれから計上して計画を考えていくときに、常に注意していかないと、思った以上にお金がかかるということが想定されます。そういったことについては担当でしっかり留意していただいて、関係方面等の調整も引き続き丁寧に行っていたきたいと思います。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、教育長、この報告につきまして、教育委員会の承認が必要な案件となりますので、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、報告承認の採決を行います。報告事項第1番につきましては、承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、報告事項第1番につきましては承認といたします。

庶務課長 続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは学校運営協議会委員の任命についての報告をさせていただきます。杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について報告をさせていただきます。

学校名につきまして、高井戸小学校。氏名、加藤佳代。区分は校長推薦でございます。委員経験、1期。任命期間につきましては平成29年5月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 ただ今の件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

對馬委員 校長推薦ということですが、この加藤さんのバックボーンといえますか、どういった方が教えていただければ、お願いいたします。

学校支援課長 この方でございますが、PTAの会長をされてございますので、PTAの会長の交代によって次の方が校長先生からご推薦をいただいて、今般、任命の手続をさせていただいている、こういったことでございます。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 2 番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項 3 番「『杉並第一小学校等施設整備方針（案）』について」学校整備課長から説明をいたします。

学校整備課長 それでは資料に基づきまして説明をいたします。「杉並第一小学校等施設整備方針（案）」につきまして、お配りいたしました資料を使いまして概要を説明させていただきます。

まず、表紙から 2 枚をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。「1 これまでの経緯」については、この間、教育委員の皆様にご報告しておりますので、省略をさせていただきます。なお、（3）にあります検討状況報告・意見交換会でいただいた意見の概要と区の考え方につきましては、別添の資料がございます。こちらにまとめさせていただきますので、ご参照いただければと思います。

次に「2 A 案、B 案の概要」についてご説明いたします。4 ページの「A 案 計画概要」をご覧ください。この A 案は平成 27 年 7 月に杉並第一小学校改築複合化検討懇談会を設置して以降、延べ 7 回にわたり同懇談会を開催いたしまして、そこでの意見等を踏まえてまとめた杉並第一小学校等複合施設整備に係る基本構想・基本計画に基づいて、これまで教育委員会にも報告しつつ進めてきた計画案でございます。

杉一小的改築にあわせ区民センターと産業商工会館を複合化し、阿佐谷児童館の学童クラブ及び放課後等居場所事業を学校内で実施するものであり、複合化に当たりましては、「子どもたちが健やかに育ち、多世代のつながりを育む『協奏する学び舎』」というコンセプトの下、地域のきずなを育み、新たな時代を拓いていく「学びと交流・文化の拠点」となる機能を備えた施設を整備する計画となっております。

新校舎、新施設の開設は平成 33 年度中を予定しており、学校の改築期間中については、けやき公園及びけやき公園プールに仮設校舎、仮設体育館を、近隣の民有地に代替運動場を整備することとしているものでございます。

次に、昨年 8 月に杉一小的の近隣病院の移転、建替え計画が明らかになったことを受け、区として杉一小的の同病院用地への移転、改築の可能性と区民センター及び産業商工会館の整備のあり方を検討した B 案についてでございます。9 ページ以降に資料 2 としてまとめてございます。

まず、B 案の全体像をご説明いたします。10 ページの「B 案 計画概

要」をご覧いただきたいと存じます。けやき屋敷の敷地に病院を移転改築し、その後その用地を活用し、杉一小を移転改築いたします。区民センター及び阿佐谷児童館についてはプール解体撤去後のけやき公園プールの敷地に移転・複合化するとともに、立体都市公園制度を活用して当該施設の屋上に公園を整備するものでございます。なお、児童館については、杉一小の新校舎開校後、学童クラブ及び放課後等居場所事業を学校内で実施することとし、児童館で使用していたスペースについては、主に乳幼児親子を対象とした施設である子ども・子育てプラザへの転用を想定してございます。また、杉一小移転後の跡地については、駅前という立地を踏まえて、にぎわいの創出にもつながる施設を整備し、その建物内に産業商工会館を移転いたします。

整備スケジュールでございますが、16ページ下側の「想定スケジュール」をご覧ください。区民センター、児童館の移転が平成34年度、けやき屋敷への病院移転が平成37年度、現病院用地への杉一小の移転が平成40年度、杉一小の跡地活用が平成44年度を予定しているものでございます。

このB案の全体像を踏まえまして、各施設の整備方針の詳細についてご説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。2（1）杉並第一小学校についてでございます。病院用地等との交換により、より静かな環境の中で、現在の敷地面積から約1,000平方メートル増となる約6,400平方メートルの用地を確保して、杉並第一小学校を移転改築し、あわせて学童クラブ及び放課後等居場所事業を学校内で実施いたします。杉一小の諸室はA案と同等程度の施設規模を確保するとともに、現在の約1.5倍でA案と同等、または現在の約1.3倍でA案よりも小さい規模の校庭を地上に確保いたします。

そのページの3つ目の○に記載しておりますけれども、A案において杉一小における教育活動上の特色を踏まえて充実を図ることとしていた音楽室機能については、移転改築時の設計にも反映させるとともに、後ほどご説明いたします区民センター等の移転・複合化に際しても、A案で想定していた児童の教育活動に資する運営方法等を検討するよう考えてございます。

4つ目の○には、土壌汚染対策について記載してございます。移転先であります病院跡地については、法令に基づく土壌調査及び汚染があっ

た場合の掘削除去等を行う必要がありますので、これらを病院運営法人の費用負担により行う旨、病院及び地権者とあらかじめ書面により合意していくという考え方でございます。

また、5つ目の○でございますが、杉一小と区民センター等との複合化について記載してございます。杉一小が移転する現病院用地が住宅地内であることから、建築物の高度化による日照、周辺環境への影響等を考慮し、杉一小との複合化は行わないこととしてございます。

次に②移転改築までの教育環境についてでございます。杉一小の新校舎開設時期は平成40年度を予定しているため、新校舎開設までの間は現校舎を継続使用いたします。現校舎は耐震性を確保しているものの、設備等の老朽化が進んでいるため、改築までの間の現校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る必要がございます。

15ページをご覧ください。学校の年間スケジュールや学校・保護者の方のご意見・ご要望等を踏まえ、長寿命化改修計画を策定し、資料に記載してございます空調や内装などの改修工事、パソコンのネットワーク環境整備等に早期に着手することとし、実施可能な内容について精査した上で、平成29年度から着実に取り組んでいく考えでございます。

次に（2）阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷児童館についてでございます。けやき公園プールを解体・撤去し、当該敷地を活用すると約4,500平方メートル程度の延床面積の建物の建設が可能となることから、その敷地に区民センターを移転・改築することといたします。新たな区民センターでは屋上公園を含め、隣接する公園を活用した祭りなどを企画・実施できるようになるほか、併設の児童館や隣接する高齢者施設等と区民センターとの交流を創出し、多世代交流につながる協働事業の展開を検討する考えでございます。

次に、阿佐谷児童館は区民センターとの複合化を図ってまいります。また、隣接するけやき公園を外遊び場として活用していきます。この児童館として活用するスペースについては、学童クラブ事業等の学校内実施後は、子ども・子育てプラザへの転用を想定しているものでございます。また、後ほど説明いたします産業商工会館については、昨年度実施した減築改修により講堂（ホール）がなくなっておりますので、これに代わる集会スペースのみを区民センター等とあわせて整備するよう考えているものでございます。

このように現在のけやき公園プールの敷地には、区民センター、児童館、産業商工会館の講堂に代わる集会スペースを複合化することといたしますが、②に記載のとおり、この建物の屋上に立体都市公園制度を活用して公園を整備してまいる考えでございます。

今回施設を整備いたしますけやき公園プール廃止後の対応でございますが、代替措置として馬橋小学校のプールを新たに開放するとともに、阿佐ヶ谷中学校のプール開放日数を拡充する考えでございます。

次に（３）杉並第一小学校跡地及び産業商工会館についてでございます。19ページの道路基盤整備イメージをご覧ください。杉一小移転後の跡地については、現杉一小学校北側に位置します杉一馬橋公園通りなどの道路拡幅や用途地域等の見直しにより、整備が可能な施設規模を検討いたしました。

16ページをご覧ください。16ページの右上の欄に「建物ボリュームイメージ」を記載してございます。仮に杉一小跡地の用途地域が一体的な街区として容積率500%の商業地域に変更され、高度利用化が可能になると、延床面積にして約2万7,000平方メートル程度、地上13階、地下1階の建物の整備が可能となります。この建物は駅前という立地条件を踏まえ、産業振興やにぎわいの創出などに資する施設として産業商工会館を移転・整備する考えでございます。なお、この杉一小の跡地の活用は、平成44年度以降を予定しておりますので、それまでの間は、移転する区民センター内に、講堂に代わる集会スペースを整備するとともに、必要な設備改修を実施した上で、現在の産業商工会館を使用することとなるものでございます。また、杉一小跡地には産業商工会館のほかにも、区が権利を有する面積が残っておりますので、関連団体事務所を含めた産業振興センターを移転することや、融資・経営相談を実施するなど産業の振興に資する取組についても検討をしていく考えでございます。

③産業商工会館の跡地活用については、地域住民の方などのご意見・ご要望を踏まえ、検討を進めるよう考えていくところでございます。

ここまでが施設整備の観点からの説明となります。

次に、まちづくりの観点から説明をさせていただきます。

まず（１）安全・安心でございます。19ページの「道路基盤整備イメージ」をご覧ください。病院と杉一小の移転改築を契機といたしまして、土地区画整備事業等の手法を活用し、主要生活道路である杉一馬橋公園

通りを車道・歩道あわせて幅員9メートルに拡幅し、相互通行化と周辺区道等の拡幅、付け替えを行ってまいります。

17ページをお開きください。道路基盤整備によりまして災害時の一時避難地である馬橋公園方面へのアクセス向上や避難路の確保、周辺の防災活動の円滑化、歩道設置による通学路としての安全性向上、自動車交通の円滑化等を図ってまいります。

資料の13ページにお戻りいただきまして、②地域医療拠点の集約化・機能向上についてでございます。けやき屋敷への病院の移転改築によりまして、医療施設の集約化及び機能向上を図ってまいります。また、19ページにもありますとおり杉一馬橋公園通りの拡幅により、中杉通りから病院への救急車両等のアクセスが改善されることとなります。

次に③災害に対する地域の安全性の向上ですが、杉一小の移転改築を契機とし、災害時に甚大な被害が想定される地域内に新たなオープンスペースを創出し、災害に対する地域の安全性の向上を図ることができるものと考えてございます。

次に(2)にぎわいがございます。杉一小跡地については、駅至近の立地を生かし、杉一小跡地を一体的な街区として土地利用の見直しを行うことにより、新たなにぎわいの拠点づくりを検討してまいります。また、新進会商店街通りでは地区計画制度を活用した魅力的な街並み形成や歩行者優先化等によりまして、買物環境の向上等に取り組みます。また、鉄道事業者等と連携し、高架下通路や高架下北側通りの環境改善を進め、駅から区民センターの移転先でもあるけやき公園方面や中央線南北方面などへの地域の回遊性の向上を図ってまいりる考えでございます。

次に(3)みどりに参ります。18ページをご覧ください。病院の移転改築に際して、土地利用の見直しと地区計画制度等の活用によりまして、地域のシンボルであるけやき屋敷の緑を将来にわたって可能な限り保全し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民、病院や商店街を訪れる人にもさらに親しまれる緑として地域への開放を検討してまいります。また、病院や杉一小の移転改築を契機として、新たな緑のネットワークの創出を図っていく考えでございます。

また、けやき公園につきましては、プールの敷地に整備する施設の屋上を都市公園として整備することで、けやき公園全体の機能の維持向上を図ってまいります。

それでは、資料2ページにお戻りをいただきたいと思います。2ページの「3 両案の考察結果」をご説明いたします。

A案につきましては、これまで改築複合化検討懇談会の意見を踏まえ、一定の時間をかけて積み上げたものでございます。本案は杉一小をはじめ、区民センター、産業商工会館の早期改築並びに現状の土地利用を前提として、複合施設の中杉通り側の1階ににぎわいの拠点づくりが図られることに加え、複合施設の機能を教育環境に有効活用することもできる計画となっているものでございます。

まちづくりの観点からは、複合施設の整備と病院の移転改築を契機として、区では周辺道路基盤の整備による地域の防災性及び安全性の向上を目指していく方針ですが、複合施設の整備、病院の移転改築、病院跡地の活用が単独で行われることから、道路拡幅用地の確保についてそれぞれの土地所有者等の意向を踏まえつつ、個別に整備する必要があると考えているところでございます。

次にB案につきましては、事業計画が長期にわたり、多様な関係者との調整を図りながら進める必要があるものでございます。また、学校改築や産業商工会館の改築時期は、A案と比べ遅くなるほか、学校と区民施設の複合化による効果は見込めなくなるものでございます。その一方で、教育環境の面では、移転改築になるため仮設校舎等が不要になるほか、より静かな環境でA案より約1,000平方メートル広い敷地面積を確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれるものでございます。加えて、土地区画整理事業等を活用し、3つの大規模敷地における建物の解体・建設や敷地の整序を一体的に連続して行うことにより、周辺道路基盤の整備を実現できる時期、範囲等を具体的に見通すことができるとともに、杉一小の移転改築を契機といたしまして、新たなオープンスペースが創出できることとなるものでございます。これらを通じて震災時に甚大な被害が想定される地域の防災性の向上と歩行者や自転車が安全で快適に利用できる道路環境の向上が、A案に比べ早期に実現できるものと考えているものでございます。

さらには、駅至近の立地を生かし、杉一小跡地を一体的な街区として土地利用の見直しを図ることにより、民間のノウハウをより有効に活用した新たなにぎわいの拠点づくりを検討することが可能となるというも

のでございます。

これら両案の考察結果を踏まえて総括をいたしますと、区といたしましては、検討期限の最後まで多角的な比較考察を行い、熟慮を重ねてまいりました結果、A案より約1,000平方メートル広い敷地面積が確保でき、A案と同規模の地上校庭の整備が可能になるなど、将来に向けた教育環境の向上が見込まれることに加え、首都直下地震発生の切迫性を踏まえ、震災時に甚大な被害が想定されるこの地域の防災性の向上という喫緊の課題に対し、具体的な時期を見通し、早期に対応できるとともに、土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出を図ることができることなどを総合的に考慮し、全体最適・長期最適の観点からB案が望ましいという結論に至ったものでございます。

最後に今後のスケジュール案でございますが、4月17日に区議会総務財政委員会にこの整備方針案を報告した後、4月下旬に再度の地域説明会を開催して、ご意見を伺った上で5月上旬に区としての整備方針を決定していく予定でございます。

説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

對馬委員 今日の資料で、この間の意見交換会についてのご意見等はある程度把握できたのですけれども、杉一小の地域は本当に子どもたちのことを考えて、学校を愛して、支えてくださっている方々がたくさんいらっしゃる地域だと思います。3月の末、28日でしたか。方針案の説明会があったと伺っておりますが、その杉一小の教育環境についてどのような議論がなされたのか教えていただけますか。

学校整備課長 3月28日は参加者が約150名弱という形で、区議会議員の方も12名ほど出席をされてございました。その中でどのようなご議論がということでございますが、校庭はできる限りB案のように地上がよいという意見があった一方で、杉一小の学校関係者からは、B案では杉一小は築70年となり、築50年で改築する桃二小との整合性が図れない。公平に考えてほしい。こういったご意見。それからB案では、杉一小がより静かな環境になるというが、近隣の苦情により現在の教育活動が継承できないおそれがあるのではないかとといったようなご意見。それから、資料がB案に偏っており、これまで検討してきたA案がないがしろにさ

れているといったようなご意見など、早期の改築が可能なA案で進めてほしいという立場からのご意見が多く出されたと考えているところでございます。

對馬委員 私も何度か足を運ばせていただいておりますので、杉一小の現状を十分にわかっている学校関係者の方々のご意見とか懸念というのは十分に理解できると思います。確かにB案のように将来に向けてより広い土地で、地上校庭があってという教育環境を確保する意味というのはとてもあると思いますけれども、A案の複合施設で屋上校庭案というのも、教育環境の向上を図る工夫をして大変評価できるものだったのではないかと、そのように今まで協議してきたのではないかととも思います。

いずれにしても今の杉一小は老朽化が著しいのではないかと感じますので、非常に早期の改築が必要かなとは感じております。教育委員会としてもそれを目指して計画を、A案をまとめてきた経緯があると思いますので、学校関係者のご意見というのは重く受けとめなければいけないと感じます。

長寿命化改修というのができるというお話が先ほどありましたけれども、B案で進める場合、今の子どもたち、それからこの先10年ぐらいの子どもたちのために長寿命化改修で十分に対応していけるのでしょうか。

学校整備課長 こちらの資料の整備方針案の15ページ、こちらに長寿命化改修について記載がございますけれども、現時点で想定している工事概要でございますが、移転改築までの間の教育環境という観点からは、一定程度の向上は図られるものと考えているところでございます。ただし、学校関係者からのご意見でもあったように、改修等に伴う子どもたちへの影響も想定されますので、そのような点を含め、仮にB案となった場合には、今後学校とも相談をしながらできる限りの対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

對馬委員 今のお話にありましたように、やはり長寿命化改修をするには、夏休みとか長期休業期間を中心に行うことになると思いますけれども、夏休みにもやはり地域の方とかにお世話になりながら、子どもたちの行事とか活動が行われていると伺っていますが、その影響がないとは言いきれないのではないかと感じますけれども、そのあたりについてどのように対応していくのか。今、考えていることがあれば教えてください。

学校整備課長 この杉並第一小学校では、夏休みの前半ではパワーアップ

教室や水泳指導、それから子ども盆踊りなどがございまして、後半には杉一キャンプ、水泳指導が予定されていると伺ってございます。また、ジュニアバンドの活動についても8月上旬に東京都の予選があつて、その後9月に都のコンクール、10月の東日本大会と続きますので、夏休み期間中であつても音楽室、それからパート練習で使用している普通教室、こちらの方は6教室程度はほぼ毎日活用するようになると考えているところでございます。

このように改修工事内容によって必要な工期、それから使用できなくなる範囲が違ってまいりますので、B案となった場合は、今後学校とも十分に相談・協議しながら児童の学習、生活環境への影響を最小限に抑えられるように改修計画を十分慎重に検討していくと考えているところでございます。

對馬委員 やはり大分代替措置を考えていかなければいけないような活動をたくさんしていらっしゃるのだなと改めて思います。B案となる場合にはこの長寿命化改修というのが必須だと思うのですが、それについてもやはり学校や保護者のご意見、地域のご意見、要望というのはしっかりと受けとめていただくということと、やはりB案になった場合、改修の時期が、学校が改築される時期というのが10年ぐらい延びてしまう。これはやっぱりその地域にとっても子どもたちにとっても非常に大きなことだと思いますので、そのあたりを十分によく説明をしていただきたい。十分な配慮をしていただきたいと思います。

やはり最初にも申し上げましたように、この杉一小の地域は本当に阿佐谷の地域を愛して、子どもたちのことを考えて今まで一生懸命学校を支えてくださった方がたくさんいらっしゃいますので、その方々の話に耳を傾けて、丁寧に丁寧に説明をしていって、最大限の努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

学校整備課長 事務局といたしましてもただいまのご意見をしっかりと受けとめさせていただきまして、適切に取り組んでまいりたいと存じます。

折井委員 長寿命化改修ということですが、そもそも築70年という学校の校舎は使用に耐え得るのでしょうか。壁紙を替えるとか、床を直すとか、そのぐらいでどうにかなるものなのでしょうか。私は70年の建物を小学校で使うということがあまりすつと入ってこないのですけれども。

学校整備担当部長 今まで教育委員会としまして学校の寿命化ということで、営繕部局のセクションと打合せをして、今まで50年程度だったものを65年という話で検討してきました。確かに今回、この辺の長寿命化するというのは、計画としては初めての学校になろうかと思います。技術セクションの方で劣化診断をして、杉一につきましては、劣化具合は極端に進んでいないということと、普通の学校に比べて良いということで、まだまだ劣化が食い止められているという結果が出ております。ただ築70年たちますので、きちんと定期的に診断をして、経過を見守ることが必要ではないかと思っております。

もう1つは、躯体がよくても屋上防水だとか設備だとかがどうしても劣化する部分がございますので、その部分は先ほどの長寿命化計画の中で今後屋上防水だとか設備の機器の老朽化、その部分についてはきちんと対応していかなければいけないと思っております。

教育長 躯体の強度というのは技術的にいろいろな方法があるだろうと思うのだけれども、懸念されているのは、要は新しい教育に対応していくインフラの整備をする必要があるということですよね。この間、多くの関係者から指摘されてきているのは、区が進めている新しい教育、杉一が取り組んできている教育、そういったことを今後さらに発展させていくとなれば、例えば今の情報インフラ1つとっても不自由は大きい。ここをどうするのだという話はかなり強く指摘されているわけですよね。躯体の強度とか全体的な耐久年数とかということはもちろん大事なことではあるけれども、それがどこまで可能なのか。これはかなり精密に検討していかないと、「やります」と言ったけれども「できませんでした」というわけにはいきませんから、是非そういった情報インフラを含めて、安全性プラス新しい教育活動を支えていくインフラの整備もどこまでできるか、是非検討していただきたいと思っております。

事務局次長 今の教育長の話と折井委員の話を含めまして、まさにそのとおりだと思っております。1つは、躯体の問題については、私ども今の老朽改築計画の考え方では、最長でも築65年までには改築を図る計画としてお示ししております。そういうことを考えれば、築70年を超える改築時期になるB案というのは、極めてレアなケースだと思っております。この間、区の営繕部門との協議の中でも、今の時点で躯体自体に相当ひっ迫した状況はないということですのでけれども、レアなケースという点で、定

期的・継続的に躯体の安全性の点検調査なども行って、教育委員会として安全・安心な学校施設の確保に万全を期してまいりたい、これが1点ございます。

あともう1つ、教育長からありました時代の変化に対応した教育環境です。これについては、今回資料でお示しした現時点での長寿命化の想定されているメニューは、あくまでも例示だと思っています。今後そうした視点も含めて、B案となった場合は学校や保護者のご意見等も十分に承りながら、新しい時代に対応した教育環境という観点で何をなすべきかということについては、きちんと見極めて実施に移していく、こういう責任があるだろうと思っていますところでは。

折井委員 私、自分の大学の職場で、もう数年前になりますけれども、耐震化をしたのです。本当に杉一と同じように古い建物で、そこをとにかくもたせるためにいろいろな耐震化をしたのですけれども、その建設会社が説明をしに来たときに、何度も何度も出たのは、「躯体は大丈夫です。直下型が起きても躯体は大丈夫です」という言葉でした。私たちそこを利用する者からすると、躯体が大丈夫だとしても、天井のタイル1枚でも、落ちたら危険です。なので、ここの体育館の床を直すこともとても大切。全て絶対にやるべきだと思いますけれども、このB案をもしもとる場合には、本当に日々きちんと点検し、絶対に何かあったときに全く問題はなかったと。古い建物でもガラス1枚壊れなかった。それぐらいのことを約束しなかったら、本当に杉一の小学校の方にも、PTAの方にも、地域の方にも申し訳が立たないと思います。なので、躯体が大丈夫ということは、1つ安心材料ではあると思うのです。躯体が大丈夫ということは崩れないということなので。ただ、それ以外の壁だとかいろいろなところがたくさんありますので、その点においてもB案をとる場合には十分に配慮した長寿命化計画を是非立てていただきたいと思っています。

学校整備担当部長 今のご指摘ごもっともでございまして、躯体とか耐震診断上の耐震補強というのは、これまで教育委員会はきちんとやってきました。もう1つご指摘があったとおり、非構造部材でございまして。天井材とか壁材、照明器具、放送設備、スピーカーだとかバスケットゴールだとか、そういうところの非構造部材が最近やっとな国土交通省の方でも基準ができていくということになってきましたので、今後の点検、長

寿命化の中にはこういうときにあわせて点検して、耐震上の補強だとか、やり直しについては設計の中で可能な限り手を入れていかなければいけないと考えてございます。

伊井委員 私もこれまでも杉一小学校の教育をいろいろと拝見してきましたので、それに基づいてちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

A案で築64年となる平成33年度に杉一小を改築できるのに対しまして、B案では、今のお話ではかなり延びるということになります。このことは本当にいろいろなことを期待されていた地域の方も、また学校の関係者の方々のお気持ちもあると思えますので、仮にB案ということになればとても残念だなと言わざるを得ません。

B案の場合は、病院跡地への移転ということになりますので、これまでのこちらの意見にもあったようではありますが、本当に土壤汚染ということがとても心配になるなど感じております。この「意見の概要と区の考え方」という資料の7ページをちょっとご覧いただいて、土地汚染対策については、区の考え方がそちらで詳細に示されていますけれども、仮に汚染があった場合に、改築時期にどの程度の影響というのですか、例えば時期が延期になるということは考えられるのでしょうか。

学校整備課長 土壤汚染調査を実施した結果、汚染物質が確認された範囲や深さによって、その後の汚染対策の内容や期間が異なってくるものと考えてございます。そのため、改築時期にどの程度の影響が及ぶかは、現時点では想定しづらい面もございますけれども、病院跡地における他の事例から考えた場合に、一定の範囲で汚染物質が確認された場合には、半年から1年程度は必要になるのではないかと考えているところでございます。

伊井委員 今、東京都の豊洲市場の汚染の問題とかもありまして、それが話題になっているところですが、子どもたちの安全・安心という面で、その観点から保護者の方々、地域の方々、学校に関係している、今までも関わってきてくださっている皆様にご心配やご不安が残られるのではないかなと思っておりますが、あらかじめ病院の方で、どこが調査するかということについてはちょっと私の方ではわかりませんが、土壤検査というのですか、土地の検査を事前にとりか、あらかじめするということが可能なのでしょうか。

学校整備課長 敷地内の建物がない部分をあらかじめ調査することは可能ではございますけれども、建物がある部分、これは解体後でないとは本格的な調査はできませんので、病院の解体工事にあわせて土壌汚染調査を本格的に実施することになるのではないかと今現在は考えているところでございます。

伊井委員 そうすると、病院が移転した後でないとは調査できないということになりますと、全体的にわからないことが幾つか出てくると思いますが、平成40年の移転・開校という予定がさらに遅れることがあってはさらに残念なことになるので、本当に避けられるように何とかならないものかなと思っております。

B案の方だと、教育環境について現在よりも1,000平方メートルぐらい敷地が広がるということで、これまでは屋上校庭の予定でしたけれども、地上校庭とすることができる点は、一般的な校庭という学校のイメージ、それから用途からしまして、それは評価できると思うのですけれども、この間の懇談会などに出ている方々の意見と比較しまして理解を得るには、ちょっと今の説明では不十分ではないかなと思っておりますが、約1,000平方メートル広がるといっても、まだ区内の中では敷地が狭いことには変わらないということのお話が先ほどありましたので、仮にB案とする場合、整備方針を具体化する中で、さらに教育環境の充実と近隣の生活環境に配慮する観点から、これまでもほかの学校でも移転した後にいろいろなお話があったということも聞いておりますので、現在の案からさらに学校の敷地を拡充というか、広くできるようなご尽力をいただけたらなと思っております。地域の方々や地権者の方々、また病院の方々とも協議したり、調整したりしていただいて、そこをまた図っていただけたらありがたいなと思っております。この点をご要望させていただきたいと思っております。

学校整備課長 B案の場合の移転先の学校敷地面積については、土地区画整理事業の配置により決まっておりますけれども、今後病院の設計等の状況も伺いながら、地権者それから病院と調整を図りつつ、できるだけ移転先の学校敷地の拡充が実現できるように区といたしましても調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

伊井委員 もう1点いいでしょうか。杉一小学校はご存じのように大変音楽の方でも豊かな教育をされている学校です。先日も本当に素晴らしい

子どもたちの演奏を、小学生でもここまでできるものかと思う演奏をお聴きしました。A案の方では、子どもたちが活動をさらに伸ばしていけるようなことで、音楽関係の教育という面で配慮がなされるような案があったと思いますけれども、こちらのB案になりましてもその辺をご配慮いただけたら、教育の広がりを考えるような多目的なスペース、それからホールのようなスペースを確保できるようなご検討もお願いできないかなと思います。

学校整備課長 これまでA案に対して、現在の杉一小の教育活動の特徴を踏まえながら検討してきた経緯がございますので、B案になりますと平成40年ということで大分先にはなりますけれども、改築時の改築計画の策定に当たりましては、委員ご指摘の点についても可能な限り継承していくようご意見なども十分参考にしていきながら検討していきたいと考えているところでございます。

折井委員 今の継続の質問なのですが、今おっしゃったことは複合施設にする場合には、たしか音楽ホール的な、多目的ホールでしたか。そういうものをつくって、子どもたちが練習をしたり、もしくは発表する場をつくって、ほかの方たちにも活用していただくということだったと思うのですが、区民の方がどう使うかということは置いておいたとして、B案の場合もそういった形のものをつくるという理解でよろしいのでしょうか。

学校整備課長 今回A案の中で、特ににぎわい創出というところと、いわゆる地域的に、杉並第一小学校の場合は音楽が非常に盛んであったと。そうした中でジャズストリートのような地域性が相当ある学校でございまして、そういった部分を含めて具体的な計画をする段階になりましたら、そういった多目的ホールになるのか、音楽室を少し拡充した形で部屋を検討していくのか、そういったところも考慮して、是非改築に際してはB案となった場合でも、やはり検討されてきた経過というものはございますので、そうしたところは杉並第一小学校の地域性というものを十分継承できるように検討してまいりたいと、そういうことでございます。

折井委員 たしか意見交換会のご意見の中にも、とにかく1学年集まる場所がなくて、特別教室の場所の取り合いになっているというご意見がありましたけれども、体育館とはまた別に、小学校ですと多目的ホールの

なものは、私はあまりあるのを知らないのですけれども、新しいB案の場合には、体育館とは別に、そして視聴覚室的なものではなく、そういった感じの大き目のスペースというものを検討したいと、そういうことでよろしいでしょうか。

学校整備担当部長 懇談会の中でA案の基本計画・基本構想をまとめるときに、区民センターの区民施設のホールの相互利用というのを大きく検討させていただきました。そのホールと学校の音楽室を連携して、音楽室、ピアノ室、集会室と連携して、音楽の活動、練習、発表を充実しよう、連携していこうということで検討してまいりました。

今回、学校が単独になりますので、どういうホールがあるかということですが、教育委員会としてもおとし、ほかの区の小中学校を見に行ったときに、学校専用の舞台付きの小ホールというか、劇場ではないのですが多目的ホールがあったり、民間の施設でも学校でもそういう設備でやっている学校がございますので、今後、課長が言ったとおり他都市の実例を踏まえて、華美にはならないようにしなければいけないのは十分わかっておりますけれども、その辺で学校の児童が常時使える音楽ができる多目的ホールのようなことを視点を考えていきたいと考えております。

教育長 ちょっと話をまとめておきたいのだけれども、A案であろうとB案であろうと、杉一小学校を新しくつくるときの基本的な整備コンセプトはここに書いてあるけれども、これは変わらない。場所が変わったとしても、この整備コンセプトでは、「子どもたちが健やかに育ち、多世代のつながりを育む『協奏する学び舎』」としています。どこに建てようと、こういう学校をつくろうというコンセプトは変わらないはずだと思います。阿佐谷地域の新たな学びと交流・文化の拠点として。そのためどんな形にし、どんなしつらえにしていくかということは、当然AであろうとBであろうと必要です。A案はこれを追求してきたわけです。そして、ここに5行ほど書いてあるのだけれども、「地域コミュニティ活動、産業振興活動、文化活動を通して、地域のきずなを育み、新たな時代を拓いていく、『学びと交流・文化の拠点』となる機能を備えた施設を整備します」としています。これはたとえBになっても整備しなくてははいけないと私は思うのです。

なぜかという、杉並の阿佐谷の地にどういうものが求められている

かということが一番最初に考えたときに、まさに新たな「学びと交流・文化の拠点」にしていきたいというのは、これは区民全部と言うと大げさですけれども、関わってきた人たちの最低限の合意であったわけです。ですから、そういう意味でAからBに変わったから、この整備コンセプトもなくなりましたということはない。つまり、Bは場所のことしかまだ議論していませんから、仮にBの場所につくるとしてもこの基本コンセプトは変わらない。そうしないと、Aは何だったのかという話になります。私は是非こういう新しく学校をつくるときに、一番最初に考えた学校と地域との関係はどうあるべきか、そして学校が地域に対して果たすべき役割、地域が学校に対して果たしていく役割、この両方から考え、まさに「学びと交流・文化の拠点」となる学校をつくりたいという志をしっかりと実現する取組をしていかないと、そもそも最初の学校づくりというところが揺らいでくる。ここは是非確認しておきたいなと思います。

学校整備担当部長 今のご意見ごもっともでございます。基本構想・基本計画の中でも整備コンセプトは先ほどのことなのですが、具体的な整備方針ということで、「多様な教育に対応できる学習環境の整備」だとか、「安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間の整備」だとか、「地域に開かれた学校づくり」、これについてはきちんと杉並第一小学校の施設理念ということで掲げて、懇談会の中でもまとめたことでございますので、そのことはきちんと今後さらに新たな地域の、B案に決まった場合につきましても懇談会を設置するわけですから、その中で踏襲していくものだと思っています。

折井委員 私は通勤をするときに、毎日毎日杉一の横を歩いていくのです。そういった近所であるということもあって、杉一小には幾度となくお邪魔をさせていただいていて、本当に印象的なのは、とても古い学校だなと。でも、同時にとてもきれいなのです。古い建物であったり、十分でない部分もある。新しい小学校からしたら本当に雲泥の差かもしれないけれども、本当に丁寧に使いながら、そして掲示物もきれいに、そしてフレンドリーに。外部の人たちも本当に自然に受け入れてくれる。私も5年前に教育委員になりましたけれども、最初のころからその印象が全く変わらないのです。なので、地域の中の学校というのがそのまま私は杉一小学校のイメージなのです。

それが本当に改築のところで引き続けるように、私はこの案をつくる

際に全てのことをテーブルの上に出して、本当に何がいいのか、本当にこれでいいのかということを中心に事務局の中でもそうですし、地域の方々、そして小学校の関係者の皆様に全部を出して検討する必要があると思います。

それで資料に行きたいのですけれども、正直申しまして、プランBが今回本当に新しく出てきた案であって、きちんといろいろなことを考えた結果であるとも思えるのですけれども、考えた結果、こういう利点が、もしくは課題がありますよというのがずっとたくさん出ているのです。それに対してA案は本当に経緯を、今回はこれまでの経緯をこの会議の場では省きましたけれども、限られた土地をどうしたら子どもたちの安全を守りながら、そしてにぎわいを創出しながら、どのようにうまくやってこの土地とつき合っていこうかということを中心に一生懸命関係者全員が考えて作り上げてきた案だと思うのです。ですが、それが少しというかかなり、資料の22ページ、23ページ、24ページにわたってA案、B案と左右で分かれていますので、それを見た際に、少しB案の方がいろいろなことが書かれている気がして、例えば24ページのA案の方でにぎわいの創出というところがありますけれども、B案の方はいろいろ記載があるのであるのですけれども、そもそもA案の方がにぎわいの創出をするためのプランだったように思うのです。なので、このあたりがどうしてないのかというところ。資料の書き方自体に私はちょっと疑問を持つのですけれども、このあたりはどうでしょうか。

学校整備課長 今、委員からご指摘があったとおりでと思います。この資料の細部に関してはまだまだ不十分なところが散見されると考えてございます。今回の検討は杉一小の件を含めてこの地域の将来のまちづくりに関する重要な判断になるものでございますので、区といたしましても4月下旬に予定してございます次回の説明会に向けまして、記載の資料内容、それから説明等必要な修正等を行いまして、地域住民等によりわかりやすいものにしていきたいと考えているところでございます。

折井委員 「意見交換会での意見の概要」の5ページの下の方だったと思うのですけれども、25番のご意見で仮設校舎がA案の方であって、最近では本当にすぐれた仮設校舎ですとか、先ほどの整備だとかということができていると、学校でもいろいろな経験がありますし、それに比べてB案の方は、現行のものをそのまま長寿命化して使っていくということで、

ここでは仮設をつくらなくていい、移らなくていいということではないかという意見で、確かにそれも1つそうなのだろうなと思う一方で、仮設の方が実際には環境がいいのではないかという意見も出てくると思うのですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

学校整備課長 今、委員がおっしゃることはそういう思いも、特に杉一小学校の保護者の方、学校関係者の方からすれば、先ほどから言っているようにもう60年を超えているという部分の中では、当然そういったご意見の方がいらっしゃるのはごもっともだと思っているところでございます。

事務局次長 本日説明した資料の22ページのところでございますが、折井委員がおっしゃっていただいた改築期間中の教育環境についてA案とB案の比較をしているわけですけれども、確かに今おっしゃっていただいたようにA案の方には、改築期間の教育環境について何も利点が書かれてないのですが、やはり今おっしゃっていただいたような視点もあると思っています。実際には、A案においては3年間の改築複合化工事になると。これまでも仮設校舎、仮設体育館に加えて近隣の民間の土地をお借りして、現行の校庭と同規模の代替運動場も確保した上で改築複合化の期間については教育環境を確保していこうと。こういうことで懇談会でもご意見を伺いながらやってきたということからすれば、そういう見方も当然あると思っています。ですから、先ほど学校整備課長がお答え申し上げましたけれども、この資料についてはもう少し細部にわたって客観的な目線で見直し、よりわかりやすい資料、そして説明ということに区として努めていく必要があると考えているところです。

折井委員 質問というよりは最後の意見なのですけれども、阿佐ヶ谷駅に本当に近いというすばらしい立地で、都市部にあってということで、どうしても使える土地が小さいというのはある意味宿命的なもので、駅から15分、20分歩けば、広い校庭と広い校舎が得られると。でも、そういう状況にないといったところで、バラ色のプラン、全部オーケーなプランというのは到底つくり得ないのは、しょうがないのはわかるのです。その限られたリソースをどうやっていくか。もしくはどこを選ぶかということは本当に選択の問題になってしまうのだと思うのです。どうしても複合化することによってメリットがあるというところで話し合いを重ねてきて、それで、後からプランが出てきたというところが、やはり

地域の方もそうですし、小学校の関係者の方もそうですし、あと、新たに小学校のご近所になる、前よりも近隣になる方からしても本当に正直言ってびっくりな話だと思うのです。なので、資料づくりを本当に丁寧に、フェアに、そして全てを出し尽くすという形でつくっていただいて、その部局内でも話し合いを重ね、そして4月下旬の次回の説明会のときに本当に話し合いというか、きちんとした形でこの説明をしていただきたいと思います。杉一は本当にすばらしい小学校だと私は心から思っておりまして、これを機に崩れてしまったりだとか、何か杉一小を盛り立てていく機運がしぼんでしまうことがあっては決していけないと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

学校整備課長 今、折井委員のご意見、非常に重く受けとめたいと思います。区全体でこれから調整を最終的にやっていく中で、やはり事務局といたしましても改めてしっかり区民の方にわかりやすい資料になるように、そういったものをしっかり検討してまいりたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

久保田委員 私も折井委員と同じようなことをずっと考えていたのですが、A案とB案の比較の表をずっと見ましても、折井委員が言ったように、A案の利点は落ちている部分が大変多くて、例えば23ページの公園の部分でも全く空欄ですが、これもおかしいと思います。A案の場合でいえば、仮設校舎とかあるいは仮設体育館等解体後には、その跡地を公園利用ということで、地域住民や関係者の方々と相談をしながら、どんな公園にということで相談してつくっていくことがあったかと思うのですが、そのようなことについてはいかがでしょうか。

学校整備課長 本当に先ほどから教育委員の方からご意見をいただいておりますが、この資料のつくりに関しましてはまだまだ不十分な部分が相当あるのかなと我々も受けとめているところでございます。委員おっしゃるように、やはりA案の記載の仕方、B案の記載の仕方がかなり偏っている形もございますので、そうした点、ご指摘いただいたところにつきましては、資料の修正の際に、是非これからも反映させていきたいと考えているところでございます。

久保田委員 なかなかA案、B案を比較しながら、また読み込みながら考えながらやっても、B案にすんと落ちていかないというのは皆さん一緒かなと思いました。実際に杉一小のすばらしい教育、またA案の

いわば思いとか志とか、それらがB案の中で一体どのように生かされ、あるいは継承され、あるいはそれを超えるものがあるのかどうかも含めてですが、やはりその辺が明記されないとなかなか詰まってしまうと思うのです。ですから、その辺具体的にこれからもっともっと考えて、次の説明会にも打ち出して行って欲しいなという思いがあります。

B案については、事業計画が長期にわたって多様な関係者との調整を図りながら進める必要があると書いてあるのですが、言葉ではそのとおり簡単なのですが、でも、この課題、リスクというのは実際大変なわけで、これらに対してどのようにやっていくのか。

私自身、高井戸小学校校長として5年間の改築を経験しています。今回のようにそれが10年以上も先になると言われたら、本当にどうしたらいいのだろうという思いになります。では、現状の校舎をどうやっていくのか、どうやって改善していけるのかみたいなことも含めて、その辺の担保というか、いろいろな具体的な手だてを打ち出して行ってほしいなというのが、今、私の考えているところで、お願いでもあります。次の説明会等に向けてもその辺十分検討していただいて、出して行って欲しいなと思っています。

学校整備課長 ただいまの久保田委員のご意見、しっかり受けとめさせていただきますまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

折井委員 久保田委員からスケジュールのお話が出たので、そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、26ページの今後の進め方というところで、一応方針決定までのスケジュールというのがありまして、4月下旬に、これまでの説明会での意見等を踏まえ、再度説明会を開催。5月上旬に整備方針決定とあるのですけれども、このようなスケジュールで実際決めることは可能なのでしょうか。

私の懸念は2つありまして、1つは、新しく出てきた案で、ちゃんと話し合いがなされないまま、とにかく決定と、焦って決定ということが本当になくするようにしていただきたい。それは小学校の関係者の方もそうですし、近隣の方もそうですし、ある程度の合意を得ないで小学校を開校することは到底無理だと思いますので、その点で焦って欲しくないというのが1つございます。

一方で、本当に10年後という、10年が長いようでいて、恐らく長くはないのですよね。この方針を決定してから調整して、病院が建て替わっ

て取り壊されなければ土壌調査も入れないわけで、となってくるとこの10年は長いようでいて、ある意味本当に長いのですけれども、一方で長くないということで、焦って欲しくないのだけれども、一方でずるずるとなってしまうのも、どちらになるのかわからないままだと、本当に小学校の方たちは身動きがとれないというか、余計に遅れてしまうような気がするのです。そのあたりいかがでしょうか。

学校整備課長 委員がおっしゃるように学校関係者や地域住民等との合意形成は非常に重要であると認識してございます。本当に委員がおっしゃるとおりだと考えているところでございます。区といたしましては、引き続き十分に意を尽くしていく必要があると考えているところでございます。

B案の場合は、玉突きでそれぞれの計画が動いていくことになりますので、方針決定が遅れば、その分全体スケジュールがこちらの方にも影響が出てくるということも考慮の上、決定の時期を判断していくことが欠かせないものと考えているところでございます。

久保田委員 全体スケジュールの件で私も思ったことがあります。高井戸小のときも実は埋蔵文化財として、当時日本最古の、3万2,000年前の炭化材が発見されました。その他貴重な遺物、遺構等も発見されました。というわけで、発掘調査の期間だけでも1年近くとられているということで、トータルで5年間かかったと先ほど申し上げたのですが、そういったことを考えますと、では、今回の病院が移転する土地も、跡地も、両方とも、要は埋蔵文化財等の近隣地域ですから、当然そこに埋まっているというか、それはもう明らかなかわけで、それらの調査が必要になり、行われてということを見ると、それらのことも全体スケジュールの中に見込んでやっていく必要もあるでしょうし、また折井委員から話されましたように地下の土壌汚染の問題について言うならば、そのことも出てくるとさらにその期間の問題も出てくるでしょうし、やはりそれらのことも含めて全体のスケジュールをきちんとつくっていかないと、どんどん延びていってしまうということになるかと心配しているわけです。

そんなところで、仮にB案となるとしても、実際に何か前倒しでできるものはないのかとか、いろいろな視点からスケジュールをいろいろ考えていって欲しいなと思っておりまして、これも次回の説明会に向けて是

非お願いしたいと思っています。

以上です。

学校整備課長 資料の16ページの下段に想定スケジュール、先ほども説明させていただきましたが、このスケジュールがございませぬ。B案の場合は全体で15年間の事業になるものでございませぬ。今、委員からご指摘がございませぬけれども、埋蔵文化財が発掘された場合の全体的スケジュールに及ぼす影響ということは、もう1つのリスクとしてやはり考えておく必要があると認識しているところでございませぬ。いずれにしましても、ある部分のスケジュールに1つでも遅延が生じると、学校の改築時期がさらに遅れるということにもなりますので、やはりそれぞれの事業計画ごとに、委員がおっしゃるように可能な内容は前倒しをして取り組んでいくと、そういった姿勢で臨んでいきたいと考えてございませぬし、また関係者の方々にもご協力をいただく必要があるかなと考えているところでございませぬ。

対馬委員 ちょっと話が離れるかもしれませんが、学校が持っていたちょっとした飛び地に保育園をつくりませぬという計画が去年教育委員会に出て、説明を受けて、図面を見て「ふーん」と思っていて、今年入学式にたまたまそこへ行きましたら、保育園ができていると同時に道幅が1.5倍ぐらいですか、広がっていて、初めてそのときにこんなに広くなるのだ、こんなに変わるのだと思ったのです。幾ら説明を受けていても私たちは素人なのでなかなか実感ができない、わからない、何がどう変わるのかというのがあまりよくわからないので、それこそ学校もICT化されている中で、この資料を見ているとすごく昔風と言ったらいけないのでしょうか。伝統的なやり方で、例えばもうちょっと映像を使うとか、一般区民にわかりやすい資料をつくり直して、もし説明会をなさるのであれば、とにかくわかりやすい資料をつくっていただいて、理解しやすいもので、それを丁寧に説明してご理解をいただくようにしていただけたらありがたいと思ひませぬ。

学校整備課長 今、委員ご指摘の部分、実は3月28日にも住民の方からわかりづらいと、やっぱりスクリーンか何かを使ってちゃんと説明して欲しいと、そういうご意見をいただいてございませぬ。次回の4月下旬に行ひませぬ説明会ではそうした対応を考えているところでございませぬし、この資料の不備の部分も含めてよりわかりやすいように資料は精査をし

てまいりたいと考えていますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

対馬委員 今日もたくさん傍聴に来てくださっていて、本当に学校のことを考えてくださっている方がたくさんいる地域ですので、丁寧に説明して、理解していただけるように、よろしく願いいたします。

教育長 私も口を挟みながら皆さんの意見を聞いてきたのですが、ちょっとメモをしたのですが、大体指摘された意見を整理しますと、まず仮にB案となる場合、杉一小の長寿命化改修については、単に躯体の頑丈さだけではなくて、この間展開してきた様々な教育、あるいは今後当然予想される教育内容なども含めて、保護者や関係者の意見をよく聞き取った上で、子どもへの影響を最低限にとどめ、なおかつ、教育の効果を落とさない形で特段の配慮をしていく必要があるという指摘。

それから、AとBを単純に比較するわけではないのですが、仮にBで進めるとすれば、当然今のところではなくて新しいところに学校用地を求めるわけですから、それが現在の用地よりも狭くなったり、あるいは使い勝手が悪くなったりということがあるのでは全く意味がない。ですから、学校の敷地等を含めて現在の用地よりはさらに拡充することができ、なおかつ教育環境を向上させることができるという条件は当然必要になってくるだろうと思います。

それから3つ目は、何人もの委員が指摘されていましたが、玉突きでやっていく事業というのは、どこかが滞ると必ず後ろはとまってしまうといった懸念がある。まして土壤の汚染、あるいは久保田委員から指摘のあった文化財の埋蔵等の予想なども含めると、当然このスケジュール管理が非常に重要になってくるので、この辺の調整は大丈夫なのかということ。

それから、折井委員が指摘されていたA案とB案の説明資料に濃淡があるのではないかと。A案のよさというもの、あるいはB案の内容についても、むしろ両方をよく比較することができるような内容の資料が必要なのではないか。特に区としてはBにしていくことの必然性といいますか、これについては的確に説明する必要があるだろうと。そういう大きな観点からすれば4つの指摘があったかなと整理しました。

私も途中で口を挟んだのですが、このA案かB案かという考え方が、AとBがパラレルに提案されたものではないということ。何人か

の委員が指摘されていましたが、どっちにしますかという提案であれば、競争する資料の比較で検討していくということは、たやすくはないけれどもかなり手がかりは増えてくるのですけれども、最初にAという、現在地で、なおかつ区の施設と複合化するという与えられた条件の中で、考えられる最高のものを考えたといういきさつがあるわけです。何もなければこれで行く予定になって、決定し予算化もされていたわけですから。そういう事情があるA案と、区の都市計画上大きな、教育を含む区の大きなマターの中で登場してきたB案。そのB案が全くA案と違った観点で検討されていいのか。

これは私が先ほど指摘しましたけれども、杉一小学校をどんな学校につくっていくのかという、そこで整理された例の整備コンセプト。ここはAであろうとBであろうと変わることはない。なぜかという、場所が変わったから、そもそも杉一の改築の基本コンセプトも変わりますということはありません。むしろ場所が変わることによって、この整備コンセプトにまとめられた様々な要素がより豊かに、より向上するということであれば、関係者も少なからず関心を寄せてくれるだろうと思うのです。ですから、そういう意味で今後検討していく上で、教育委員会としても判断をしていくときが来るわけですが、私は判断の基準は変わらないと考えます。なぜかという、この整備コンセプトに盛り込まれている「新たな時代を拓いていく『学びと交流・文化の拠点』」としての杉一をつくっていくという、これが可能になる学校をつくるという視点で考えていけばいいのであって、Aの方が先に考えたからいいとか、Bの方が後出しジャンケンじゃないとか、いろいろなことはあるかもしれないけれども、考えるときに最後のよりどころは、杉一小学校をどんな学校にしていこうかとみんなで考えたこの基本コンセプトを実現するにはどうしたらいいのかということ考えていきたいと思えます。

こういった考えは区長部局にも適切に伝えて、今後区の段階で検討し、決定していくプロセスの中に反映していただけるよう、事務局を通して働きかけをしていきたいと、そんなふうに改めて思いました。

ほかに何かご意見ありますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、報告事項第3番につきましては以上とさせていただきます。

庶務課長 それでは、引き続きまして「平成29年度教育委員会事務局の主

要課題について」、それぞれご説明をさせていただきます。まず、次長の方から全体的な説明をお願いいたします。

事務局次長 それでは、資料をお手元によりしくお願い申し上げたいと思います。

まず、大きな1番の全体的課題でございますけれども、この平成29年度は、24年度から33年度までの10年間にわたる本区教育行政の目標等を示した「杉並教育ビジョン2012」の折り返しとなる年度であるということ踏まえまして、このビジョンの実現に向けた取組について、より一層総合的かつ計画的な推進を図る必要があると考えています。このため、この後、2番の「個別的課題」について各課長からご説明申し上げますけれども、ビジョン実現のための具体的な道筋である推進計画の改定、そしてさらなる推進を含めまして、事務局全体としてこれまで以上に取組を強めていきたいと考えているところでございます。

以下、個別的課題を各課長からご説明申し上げます。

庶務課長 それでは、引き続き資料をおめくりいただきまして、まず私、庶務課の方から説明をさせていただきます。

1点目でございます。今、お話が出ました「教育ビジョン2012推進計画の改定と着実な推進」ということでございます。今現在、パブコメを4月19日まで行っております。今日現在のところ4件ご意見を頂戴しているところでございます。この後、5月15日の総合教育会議で区長からご意見をいただきながら、教育委員会にお諮りをして、6月の文教委員会に報告していくと、そんなスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

2点目は、「いじめ防止等対策組織の設置」でございます。これまでのいじめ防止等対策につきましても、家庭、地域、関係機関との連携の下、教育委員会が主体的に取り組んでまいったところでございます。そして、本年の3月なのですけれども、文科省の方から重大ないじめ事案が発生した場合、公正・中立性を確保した構成員による調査組織を設置する旨のいじめの重大事案の調査に関するガイドラインが示されました。これを受けまして、教育委員会の附属機関としていじめ防止等対策委員会を設置する方向でこれから検討してまいります。

3点目でございます。「学校法律相談の実施」でございます。学校における法律的な問題に対して、校長・副校長が直接弁護士に相談し、必

要な助言等を受けられる体制を整備することで、学校における法律問題等への対応力の向上を図ってまいりたいと思います。全体の学校を8つのグループに分けまして、8人の弁護士の皆様にご担当していただくということでございます。

4点目は、「学校服務監察等の実施」についてでございます。こちらは教育委員会職員服務監察規程に基づきまして、適切に学校服務監察を実施し、教職員の服務事故を未然に防止してまいりたいと思います。

5点目でございます。「新たな校務支援システムの導入検討」でございます。現在の校務支援システムは平成21年度より本格実施、本格稼働いたしまして、ネットワークにつながった教職員のパソコンで利用されております。学校業務に使用することを主目的としておりまして、平成32年度でこのシステムメーカーが撤退するとなったためにシステムの入替えを検討してまいるということでございます。今年度は後継システムの検討、また公募型プロポーザル方式による事業者選定に向けた準備を粛々と進めてまいりたいと思います。

6点目でございます。「学校ICT環境の整備」でございます。5点目はソフトの話だったわけですが、こちらは校務システム用のPCの入替え、それから校内LANの整備など主にハードに関連した施策を進めてまいります。

最後、7点目でございます。「学校用務業務等の包括委託等の推進」でございます。行財政改革推進計画に基づきまして、学校用務業務、それから給食調理業務、これについては民間委託化を、そして学校警備については機械化を進めていくところでございます。

私からは以上でございます。

教育人事企画課長 それでは、教育人事企画課の課題についてご説明いたします。2ページをご覧ください。教育人事企画課では5点課題がございます。

1点目、「区費教員の管理職選考・人材育成」についてでございます。区費教員の管理職選考の選考事務につきましては、昨年度、東京都と事務委託の手續は終了しているところでございます。今年度につきましては、その合格後の研修について、東京都と事務委託の手續を進めるとともに、今後、校長職の任用のあり方について都と協議を進めてまいりたいと考えております。また、区費教員の多様な能力を開発し、マネジメ

ント能力の向上を図るための東京学芸大学附属小学校との人事交流等を推進してまいりたいと考えております。

2点目、「今後の教育施策と各校の経営課題を踏まえた人事管理」。都の教員の人事に関しましては、様々な公募制度がございます。コミュニティスクール公募、主任・主幹公募、特別支援の公募、様々な公募を活用した人事異動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

大きな3点目、「服務事故防止の徹底」について。服務事故防止に向けた教職員一人ひとりの意識、それから学校の意識を十分高め、服務事故を杉並から起こさない強い意識の下に進めてまいりたいと考えています。

大きな4点目、「管理職・管理職候補者の育成強化」についてでございます。学校管理職の希望者が少ないという実態が、杉並のみならず全都で進んでいるところでございます。そうした中で本区におきましては、スクールマネジメントセミナーという管理職候補者の育成及び意識向上のための講座を年間行っているところでございます。そうした講座に参加を促して、できるだけ多くの教職員が参加し、杉並の教育を支える人材を計画的に育成してまいりたいと考えております。

最後、5点目、「学校の教育活動活性化に向けた校務改善」についてでございます。教職員がより組織的に校務を行って、効率的な学校運営体制を実現することによって、学校運営及び教育活動の活性化につなげていく、そして学校全体をライフワークバランスのとれた職場としていくための具体的な方策、こういったものを他自治体の取組の調査・研究を進めてまいりたいと思っております。また、昨年度から配置しております副校長校務支援員につきましては、副校長の校務遂行を支援する体制を充実・強化することによって、副校長が本来すべき教職員の指導・育成、地域との連携・協働等を一層推進してまいりたいと思っております。

教育人事企画課からは以上でございます。

学務課長 学務課でございます。学務課からは3点課題がございますので、ご報告をいたします。

まず1つ目は、「健康教育・食育の推進」でございます。子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送れるように、これまで実施してきております小児生活習慣病の予防のための健康相談室や歯と口の健康づくり等の事業を継続して実施してまいります。また、体づくりの本当の基

礎になります。望ましい食習慣を身につけて、食への関心や地域への理解を深めるように区内産の野菜を給食で使う地元野菜デー、こちらはJAとか地元農家の方のご協力を得て、出前授業なども実施してまいります。こうしたことで地産地消の観点から食育を推進してまいります。また、アレルギー対策につきましては、全学校の教職員の研修、これは本当にアレルギーのお子さんが非常に増えていますので、エピペンを実際に使用する検証方法とかそういったことも含めて実施します。また、保護者向けの講演会等も実施しまして、事故の未然防止、また緊急時の対応力の強化に努めてまいります。医療機関に開設しておりますアレルギーホットラインですけれども、こちらは現場の先生方にも非常に安心感があるということで好評を得ておりますので、引き続き適切に管理をして、学校における安全・安心の取組を推進してまいります。

2つ目でございます。こちらは「小学校の通学路安全対策の推進」ということで、平成26年度から4年間で通学路の防犯カメラの設置をしてまいりましたけれども、今年度は最後の11校で設置をしまして、全区立小学校41校に通学路の防犯カメラの設置が完了いたします。また、こうした取組とあわせまして、各小学校で学校安全マップをつくっていただいていますけれども、これは児童・生徒、保護者等と共有して安全対策をとっていくということ。それから通学路の安全点検ですけれども、学校、PTA、あと警察、土木事務所の職員と一緒に定期的の実施をして、点検箇所については危険箇所の改善等を図って、安全対策を推進してまいります。

それから、次に3つ目ですけれども、「学齢簿システムの入替に向けた検討の実施」。これは、学齢簿システムのサーバのリース期限とサポート期限が切れるということ、昨年度に引き続きまして区全体の住民情報系システムの再構築の作業の進捗状況と整合を図りながら進めていく計画でございます。31年度には学齢簿システムの入替えに向けた検討を進めるために、30年度に事業者の選定、開発等を想定して進めてまいります。

私からは以上でございます。

特別支援教育課長 特別支援教育課の主要課題でございますけれども、4ページをご覧ください。特別支援教育課は3点でございます。

1点目、「特別支援教育推進計画の改定と着実な取組」でございます。

本計画につきましては、区の実行計画との整合を図りつつ、PTAなど関係団体の意見も踏まえまして、5月の教育ビジョン推進計画の改定に合わせて改定いたします。中学校における学習支援教員の配置など29年度の取組を着実に進めてまいります。また、31年度開校予定の高円寺地域小中一貫教育校への知的障害固定学級設置準備を進めるとともに、既設校の学級の増設及び新たな知的障害固定学級設置校の新設の検討を行ってまいります。

2点目でございます。「特別支援教室の設置」でございます。小学校につきましては、28年度設置の富士見丘小のエリアに続きまして、29年度は杉三小、杉七小、高四小の3エリアに設置いたしますとともに、30年度の全校設置に向けた検討準備を進めてまいります。また、全中学校への特別支援教室設置に向けて29年度からモデル的な取組を進めてまいります。31年度の全校設置に向けた準備もあわせて進めてまいるところでございます。

3点目、「不登校対策の推進」でございます。これまでに引き続きまして不登校解消支援システムを活用して、今年度2名増員いたしましたスクールソーシャルワーカーを要として、関係団体等と連携を図りながらきめ細やかな支援を行ってまいります。また、これまでの適応指導教室における社会科見学や教室合同スポーツフェスティバルなどに加えまして、29年度から新たに宿泊体験事業を実施いたしまして、社会的自立や学級復帰に向けた支援の充実を図ってまいります。

私からは以上です。

学校支援課長 学校支援課からは3点の主要課題のご説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

まず、1点目が、区内初の施設一体型小中一貫教育校である「杉並和泉学園の運営等の検証」でございます。これは平成27年度における杉並和泉学園の運営等に関する検証結果を踏まえまして、学校運営協議会とも連携を図りながら、9月末を目途に28年度の同学園の運営等に関する検証を実施させていただいて、29年度の学園運営等への的確な反映を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目は、「地域と連携・協働する学校づくりの推進」でございます。累計38校に設置済みでございます地域運営学校について、33年度の全区立の小中学校設置に向けて、29年度につきましては6校を新規指定する、

こういった考えでございます。なお、6校といわずできるところは前倒して設置を進めるよう取り組んでまいる考えです。

それから、もう1つは、全小中学校に設置してございます学校支援本部について、分区連絡学習会並びに学校・地域コーディネーター研修等を一層充実して、学校支援本部と学校の更なる連携強化を図ってまいる考えでございます。

3点目は、「地域教育推進協議会の新規設置準備」でございます。既に天沼中学校区、それから高円寺地区で活動が行われております、地域の多様な主体が協力・連携をしながら課題解決に向けて自主的に取り組む地域教育推進協議会について、30年度の新たな1地区の設置に向けて地元の関係者等との意見交換を進めてまいる、こうした考えでございます。

副参事（子どもの居場所づくり担当） 同じく5ページ目の4点目、「放課後等居場所事業の本格実施」について、子どもの居場所づくり担当からご説明いたします。

杉並和泉学園における放課後等居場所事業でございますが、つい先日、4月10日の月曜日から本格実施いたしました。当日は約40人の参加でございました。屋上での鬼ごっこや縄跳び、またオープンスペースではトランプ、あるいは宿題などを行うといったことで、これまでの児童館の一般来館の機能と変わりなく行っております。今後は杉並和泉学園での取組等を踏まえまして、平成30年度の杉二小、高三小の実施に向けた検討・準備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

学校整備課長 6ページをご覧ください。学校整備課の課題でございますが、3点ございます。

1つ目が、「高円寺地域における小中一貫教育校の整備」ということで、高円寺地域における小中一貫教育校の整備、31年4月の開校に向けて本体工事に着手するとともに、高円寺地域における新しい学校づくり懇談会の意見等を踏まえつつ、校歌・校章等の検討を進めてまいります。

2つ目が、「桃井第二小学校の改築」ということで、桃井第二小学校の老朽改築、こちらも高円寺と同じですが31年4月の開校に向けて、29年第2回区議会定例会において契約議案を提出し、議決後の本体工事等を着実に進めてまいります。

3つ目でございます。「富士見丘地域における新しい学校づくりに向けた取組」ということで、富士見丘地域における教育環境懇談会まとめ（27年2月）を踏まえまして、引き続き都市整備部門と連携しつつ、29年8月末までに企業用地跡地活用の検討を行いまして、29年度末までに跡地の環境整備を実施する予定でございます。また、都立高井戸公園の一部利用に係る協定書、それから覚書の協議を東京都と調整しつつ、周辺道路のあり方等について検討してまいります。あわせて29年度末までに当該地域の新しい学校づくり計画の策定に向けた懇談会設置等の取組を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課の主要課題についてご説明いたします。7ページをご覧ください。全部で2点ございます。

1点目は、「次世代型科学教育事業の新たな拠点づくりの検討の実施」でございます。28年度は「施設再編整備計画・第一次実施プラン」が改定されまして、30年度の杉四小跡地活用策の方針決定というのが位置付けられました。29年度につきましては、新たな拠点に求められる機能や必要な諸室について社会教育委員の会議なども活用しながら、その具体化に取り組んでまいります。

2点目は、「荻外荘復原に向けた調査等の実施」でございます。都市整備部門で30年度を目途に整備基本計画を策定いたします。その策定に連携・協力するということと、復原に資するため29年度で3年目に入りますが、関係資料の共同調査を陽明文庫と継続実施してまいります。また、荻外荘に残された歴史的に貴重な関係資料につきましては、区指定文化財の追加指定に取り組んでまいります。

私からは以上です。

済美教育センター所長 私からは、済美教育センターの重要課題について説明させていただきます。8ページをご覧ください。

1点目の重要課題は、「小中一貫教育を基盤とした児童・生徒の学力・体力の向上」です。これまで実施してきました「杉並区特定の課題に対する調査」の分析結果を踏まえた校内研修、夏季パワーアップ教室等の補習の充実により児童・生徒のつまずき、学び残しの解消に向けた取組を進めてまいります。体力向上につきましては、区内の学校の取組、その成果を共有していき、体力向上に向けた取組を充実させていきたいと

考えております。

2点目の「いじめ問題の未然防止と解決に向けた取組の推進」につきましては、まず、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」等に基づいた組織的かつ迅速・的確な対応について様々な機会を通して学校に周知し、いじめ問題の対応の徹底を図ってまいります。あわせて小中連携校を中心に取り組む「すぎなみ小・中学生未来サミット」の質的向上を図り、いじめ問題に対する児童・生徒の自主的な取組を支え、教員の意識の向上を図ります。

3点目の課題は、「新学習指導要領等や新たな教育課題を踏まえた取組の推進」です。「特別の教科 道徳」においては、評価基準・評価計画を整備する等の準備を進めるとともに、平成30年度から使用する小学校の道徳教科書の採択に向けた準備については、要綱等に基づいて公正・適正に実施してまいります。小学校英語活動、英語科の平成30年度からの移行措置実施に向けては、ALT等の配置方針、指導資料等の作成を行ってまいります。「特別の教科 道徳」の実施や児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現等、新学習指導要領の実施を見据え、研修や様々な取組を充実させてまいります。また、関係機関と連携し、小学校における「認知症サポーター講座」について、今年度から3年間で全校実施をする取組を進めてまいります。

4点目の課題は、「ICT利活用の更なる充実と『杉並教育ICTフォーラム』の実施」です。ICTの一層の効果的な活用に向けて教員研修・支援、授業公開を充実させるとともに、「杉並教育ICTフォーラム」を平成30年1月に開催する予定でございます。

私からは以上でございます。

就学前教育担当課長 私からは、就学前教育担当の主要課題について説明いたします。

1点目は、「（仮称）就学前教育支援センターの整備と主要事業の具体化」です。平成31年度中の開設を目指して、今年度は実施設計を進めるとともに、保育者研修の拡充、発達障害児等への教育的支援、幼児教育に関する調査・研究等のセンターの主要事業の具体化に向けて検討を進めてまいります。

2点目は、「区立子供園における教育課題研究の推進」です。幼児教育に関する教育課題について実践的な研究を行う教育課題研究指定につ

きましては、昨年度実施いたしました成田西子供園の研究発表に引き続きまして、今年度は11月17日に高井戸西子供園で「幼児期の思考力を育てる保育のあり方」を研究テーマに発表を行います。

3点目は、「新しい幼稚園教育要領・保育所保育指針等への対応」です。平成30年度から実施されます幼稚園教育要領等の考え方につきまして、研修会等を通して全ての就学前教育施設での理解促進と共有を図ってまいります。また「杉並区立子供園育成プログラム」を平成30年3月に改定し、子供園における年間指導計画の改善・充実を図ってまいります。

4点目は、「幼保小連携推進校の拡大等」です。平成26年2月に作成いたしました杉並区「幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」に基づく先進的な実践を行う幼保小連携推進校を今年度は15校に拡大し、幼保小の交流・連携を一層進めてまいります。また、小学校教員を対象にした「幼児教育公開」につきましては、これまでの区立子供園のほか、新たに私立幼稚園2園、区立保育園2園による公開を実施し、幼保小の相互理解と連携を深める機会の充実を図ってまいります。

私からは以上でございます。

中央図書館次長 最後に中央図書館の主要課題でございます。最終ページ、10ページをご覧ください。4点ございます。

1点目が、「中央図書館の改修」でございます。昨年度の区民等の意見聴取の結果などを踏まえまして、図書館協議会の意見なども聴きながら、29年9月に「改修基本計画」を策定する予定となっております。この計画を策定後、30年度の設計に向けまして、設計事業者の募集・選定に係る準備等を進める予定でございます。また、中央図書館の改修に伴いまして、工事休館中の業務・サービスのあり方や蔵書の一時保管場所や仮設事務所の確保等の諸課題について引き続き検討してまいります。

2点目でございます。「地域図書館の改築・再編」です。（仮称）永福三丁目複合施設の整備方針等に基づきまして、永福図書館の移転改築先となる複合施設の基本設計・実施設計と並行しまして、関係部課と調整を図りながら、管理・運営方法などの整備に伴う諸課題の検討に取り組んでまいります。また、区立施設再編整備計画に基づきまして、関係部課と調整を図りながら、統合後の杉並第八小学校跡地への高円寺図書館の移転改築や複合化等の跡地活用方針等について検討を進めてまいり

ます。

3点目ですが、「区立図書館運営・サービスのあり方検討」です。今後の図書館の改修・改築を見据えまして、運営のさらなる効率化と図書館サービスの向上という観点から図書館評価の結果等を踏まえまして、現行の区立図書館運営体制の検証・見直しやICT活用によるサービスの充実等について検証を行いまして、29年度中に取組方針を取りまとめる予定です。取組方針に基づきまして、30年度以降の次期実行計画等の改定に反映させて具体化を図ってまいります。

4点目ですが、「子ども読書活動推進計画の改定と着実な推進」です。子ども読書活動推進計画については、区の実行計画との整合などを図りつつ、懇談会や図書館協議会の意見を聴きながら、30年1月に改定を行う予定です。また、いわゆるヤングアダルト（YA）サービスのさらなる充実を目指しまして、中・高校生との連携・協働やYAスペースの充実などの今後の改善・充実方策を検討しまして、計画改定にも反映させながら順次全館において取組の具体化を図ってまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 以上で平成29年度教育委員会事務局主要課題全39項目のご説明をさせていただきました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

伊井委員 1点、済美教育センターのところなのですが、ICTのフォーラム、初めてされるのではないかなと思いますので、概要がもしわかかっておりましたら教えていただけたらと思います。

統括指導主事（大島） 概要ですけれども、変化の激しい社会を生きていく子どもたちにとって答えのない問題に主体的に、それから他者と協働して解決していく、そういう力を育んでいく必要があると考えております。その点においてICTは主体的・対話的で深い学びをするに当たって有効なツールであると考えておりますし、また、そういったツールを授業で使うということだけではなく、子どもたちがそのツールを使っていくことが、未来に向けて必要なことだと考えております。

そういった、なぜ教育でICTを使っていくかといったことについて、区民の方々、学校に関わる地域の方々にも広く認めていただきたい、理解していただきたい。そういった機会としてICTフォーラムを開いていきたいと考えております。

また、杉並区の学校教育におけるICT環境は他自治体よりもすぐれたものとしているわけですが、その環境を積極的に使って、効果的な授業を行っていく機運を高めていきたいと、そういう思いもあってICTフォーラムを開催していきたいと考えております。

それで、来ていただいた方々にご理解いただくために、普段の授業の様子を動画で示していきたいと考えております。それから、ICTを用いて区民の方々と対話的に進めていくような内容も盛り込んでいけたらということをご懇談会の中で検討しております。これからの年3回のICT公開授業の中でも、広くICTを活用した授業について区民の方々にご理解いただくき、最後、平成30年1月27日にICTフォーラムを開催して、さらに杉並の教育におけるICTについての理解を深めていきたいと思っております。

教育長 わかりにくいのですが、簡単に言うとどういうことですか。

統括指導主事（大島） 申し訳ありません。簡単に言うと、ICTをなぜ教育で使っていくのか、そしてこれからの学校においてなぜこれだけICTが必要とされているのかといったことを教員に対しては教員研修の中でやってきているところですが、学校に関わっている区民の皆様には是非ご理解いただきたい。

教育長 理由は。

統括指導主事（大島） ICTを使っていくことは、私は未来への投資だと考えております。

教育長 あまり難しいことを言わないで。要するにこれからの授業を改善していく大きなよりどころになるのがICTなわけでしょう。今までやってきた授業、黒板を使ったり、チョークで字を書いたり、そういったものからICTが導入されることによって大分変わってきているわけです。今後そういったことがますます導入されてくるだろうと。そうしたら、ただ手をこまねいてそれを待っているのではなくて、むしろどれぐらい可能性のあるものなのか、あるいはそれを使うことによって子どもがどういうふうに変わってきたかということをお互いに、教える側も学ぶ側も、そして保護者や地域の人たちも含めて検証していきましょうということですね。

例えば、済美養護学校の校長からこういう話を聞いたのです。鉛筆を持たせることができない子どもでもタブレットPCの画面に触ることによ

って、自分の意思を簡単に表現できるようになった結果、その子は盛んに教師に働きかけるようになったと。それまでは「あー」とか「うー」という言葉で言っていたことが、本当はその子は1つの文脈、つまり「おしっこに行きたい」とか、「先生、楽しい」とか暑い、寒いということタブレットに触って表現する方法を身につけたら、表現する中身が今までよりも増えた。ICTの持っている可能性というのはそういうところにあるのではないか。それをもっと追求していきたい。だから、こういう研究をやっていくからICT、まさにタブレットとか、そういったものをもっとください、予算をつけてくださいと言われていたのです。それはそうです。子どもの学ぶ内容、方法が何かを媒体することによって拡大されるのだったら、我々はそこに時間とお金とエネルギーを投入する義務がある。ただ、それが我々の独善でやるのではなくて、保護者も含め、地域も含め、みんなで「なるほどね、これはいいですね」ということを求めていく必要がある。それが我々の義務なのです。ですから、ICTフォーラム開くのです。つまりそれより前から授業を公開して、これはなかなかいいのではないかとってもらえれば、その後、予算を獲得するときだって、味方になってもらえるのではないのでしょうか。そうしてできないことができるようになったり、今まで知らなかったことをより深くわかるようになったり、考えてもみなかったことについて考えてみようと思うようになったりしたら、これはしめたものではないですか。そういうことをみんなで共通理解していくには、教室の中だけでやっているのではなく、やはり実際の様子を見てもらっていかなければ始まらない。そのときに、それはまずいよという話があれば、当然変えていかなければいけないし、これはいいんじゃないという話になれば、そこをほかの学校にも、ほかのところにも広げていく努力を我々はしなくてはならない。いずれにしても見てもらいましょうということです。通称ICTとくくっているけれども、いろいろなものがあるわけで、タブレットもあれば、でっかい掲示板もあれば、VTRのカメラもあれば、いろいろなものがある。そういったものを使うところになりますよ。それをその場限りで終わりにするのではなくて、そういう成果をみんなで共有して、次のステップに行くにはどうしたらいいかということを考えていきましょう。そういうことでしょう。だから、あまり難しく言わないで、教育というのはもともとそういうものなのだから、つつい担当者が入るから言いたく

なることはよくわかるし、身内だからそれはいいけれども、事前のレクを何も受けていなくて、初めて聞く人に対してもこういうことなのですよということを知ってもらおう。そのためにはまさに言葉だけで言うよりは、物があつた方がいい。物が動かないものよりも動いた方がわかりやすい。ひっくり返して裏側を見ることができればもっと便利。それから過去のことや今のことや未来のことまでうまく表現するようなものがあれば、余計物を考えやすくなる。いろいろなことがあつて、そんなことをみんなで工夫してやってみませんか。そういうことだと私は理解しているのですが。

統括指導主事（大島） そのとおりです。

折井委員 追加でよろしいですか。私は、教育ICTフォーラムは、実はICTの紹介ではなくて、今後の教育はこれをツールとして使って、主体的な学びというものを進めるためにうまく使えばできるのですということを知っていただく場なのかなと思います。大学教員を普段していますので、ICTも日常的に使うのですけれども、一般の方たちの持つイメージも私自身ずっと思っていました。ICTを使えばいいものではないでしょう。ICTを使いこなせることを目的にしていまませんかというその問いは必ず、使っている自分自身にいつも問わなければいけないことですし、それではいけないと思うのです。でも、時代はどんどん進んできて、受け身の教育だけではだめなのだと。今までのずっと日本がやってきた教育だと、すごくテストができるようにはなるし、読めるようになるし、でも、自分で考えたり、それを行動に移す。そこまでこれからは、私たちは子どもたちを育てていくのだという決意の下で動いていく場合に、名前をつけて「アクティブ・ラーニング」というのだと思うのですけれども、それをする際に、限られた時間数の中でどうやってそれを実現していくか。一々黒板に1個ずつ書いて先生が一生懸命説明していたことをぱっと画面に表示する。それで時間を節約しましょう。その分主体的な学び。そこを使えるようにしましょう。そのためのツールなのですよと。そこまで私たちは、杉並区はICTを使うだけを目的化しているのではなくて、ちゃんと授業で、最終的な目的のために使えるようになってきていますよということを知っていただきたいと思います。いろいろなICTの公開授業の中で、どんどんどんどん進んでいっている姿を目の当たりにしていますので、是非このフ

オーラムが区民の方と、そして保護者の方もたくさん来ていただきたいなと思います。私も必ず参りますけれども、とても期待しています。どうぞよろしく願いいたします。

統括指導主事（大島） ICTをまさに駆使してよりわかりやすく伝えられたらと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 おもしろいことができると思います。だから、それを未来への投資と言われたけれども、やっぱりこれから先何をしていったらいいかということを考えたら、それはお金もかかるし時間もかかるわけじゃないですか。そういうときにどういうふうにして先行投資していくかということだって、我々は行政として考えていかなければいけないわけだから、その成果を示していく。そして理解を得ていくということです。

だから、さっきの話、私はわざとわかりにくいと言ったけれども、みんなにわかってもらえるようにしていくということは大事ではないかと思うのです。

統括指導主事（大島） 学校の授業を見ていて、その効果を感じているので、どうしても伝えたい気持ちが強くなってしまいました。ICTを使って本当に効果的に伝えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

教育長 一番よく知っている人だからね。それはわかりますよ。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育委員会事務局の主要課題の説明はこれで終わらせていただきます。

教育長 さて、長い時間かけて報告も含めてお話をしていただきましたけれども、それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきますので、その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 それでは、次回の日程についてご案内をさせていただきます。次回は4月26日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 傍聴ありがとうございました。ご協力をお願いいたします。

それでは、続きまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 日程第1、議案第44号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を

改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。区立子供園につきましては、子ども・子育て支援法の対象となる施設として運営しており、その保育料は利用者の属する世帯の所得状況を勘案して区が定めているところでございます。この度、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下のひとり親世帯等に係る利用者負担の上限額について軽減措置が拡充されたほか、市町村民税が非課税となる世帯等の第二子に係る利用者負担が無償とされたところでございます。

このことに伴いまして、低所得者のひとり親世帯等に係る保育料の軽減措置を拡充する等の必要があることから、子供園条例施行規則の改正に当たり、同規則第19条の規定に基づき、教育委員会に協議があったものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明をさせていただきます。議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただければと思います。

第12条の3の「要保護者世帯等に係る保育料」の規定におきまして、市町村民税の所得割課税額が1万1,100円以上7万7,100円以下のひとり親世帯等の長時間保育の保育料の額を3,000円と軽減するものでございます。次に第12条の4「多子世帯に係る保育料」の規定におきまして、市町村民税の所得割を課されない者のみで構成する世帯の第二子に係る長時間保育の保育料を無料として、これも軽減するものでございます。

最後に附則でございます。施行規則は公布の日とし、保育料の特例に係る規定は、平成29年4月1日適用することとしてございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明でご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第44号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第44号につきましては

原案のとおり可決といたします。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。